

基安発 0629 第 1 号
平成 24 年 6 月 29 日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

東京電力福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における安全衛生管理対策等の徹底については、平成 23 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 1 号（以下「1222 通知」という。）のほか、平成 24 年 4 月 23 日付け基安発 0423 第 1 号（以下「0423 通知」という。）により通知しているところですが、今般、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染電離則」という。）が改正され、平成 24 年 7 月 1 日から施行されることに伴い、発電所構内における放射線管理の方法等について、平成 24 年 6 月 15 日付け基発第 0615 第 7 号に定めるほか、下記のとおりすることとしましたので、その適切な実施を求めます。

なお、本通知をもって、0423 通知の記の 2 (4) 及び 3 を廃止します。

おつて、本通知の内容について、発電所において作業を行う各事業者にも周知をお願いします。

記

1 基本的考え方

除染電離則の原始附則第 4 条の改正により、除染電離則の施行の際現に電離則第 3 条第 1 項に規定する管理区域のうち、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であつて、その平均空間線量率が 0.1 ミリシーベルト毎時を超えるおそれのある場所（以下「特定施設等」という。）以外の場所については、除染電離則が適用されることとなった。さらに、原始附則第 4 条の 2 の新設により、東京電力福島第一原子力発電所の特定施設等において非密封線源を取り扱う作業を行った場合、事業者には、除染電離則第 14 条及び第 15 条に基づく汚染検査の実施が義務付けられた。

これらの改正は、特定施設等以外の場所においては、がれきの撤去等の進展

により、屋外作業場所等においては、現存被ばく状況に基づく規制が適切であることによるものである。しかしながら、発電所の現状を踏まえ、改正除染電離則の適用に当たっては、以下の2に掲げる事項に留意し、放射線の被ばく管理等を適切に実施することが求められる。

2 発電所構内における除染電離則の適用に当たっての留意事項

(1) 発電所構内における除染電離則の適用に当たっては、発電所構内に濃度の高い放射性物質に汚染されたものが点在することに鑑み、当面の間の経過措置として、以下の追加措置等を実施すること。

ア 発電所構内での作業に従事する労働者の内部被ばく測定については、除染電離則第5条の規定に関わらず、3月に1度（緊急作業従事者については1月に1度）、ホールボディカウンタによる内部被ばく測定を実施すること。

イ 防じんマスク等については、除染電離則第16条の規定に関わらず、作業場所の空気中の放射性物質の濃度に応じ、捕集効率99.9%の全面マスクを含む適切なマスクを労働者に使用させること。

(2) 作業届、特別教育については以下の事項に留意すること。

ア 除染電離則第10条による作業の届出については、1222通知に基づく「東京電力福島第一発電所における放射線作業届（以下「放射線作業届」という。）」に第10条の作業の届出の内容が全て包含されていることから、放射線作業届の提出をもって、第10条の作業の届出を提出したとして取り扱って差し支えないこと。

イ 労働者に対する教育については、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第52条の7に基づく原子炉施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育は、関係法令の除染電離則に関する部分を除き、除染則第19条及び第25条の9に定める特別教育の内容を包含するものとして取り扱って差し支えないが、除染電離則の内容について、追加の教育が必要である。

基安発 0629 第 2 号
平成 24 年 6 月 29 日

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について

別添のとおり東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己あて通知したので了
知するとともに、同事業場及び関係事業者を適切に指導されたい。